

令和4年度

町政執行方針
教育行政執行方針

令和4年3月

增毛町教育委員会

町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の住民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくります。
- 1 きまりを守り、力を合わせて、住みよい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくります。
- 1 資源を生かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくります。

町 政 執 行 方 針

は じ め に

令和4年第1回定例議会の開会にあたり、私の所信を述べ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルスは、オミクロン株に置き換わり、欧米では、一日あたり数十万人の感染者が出る国があるなど、コロナウイルスは、変異を繰り返し、世界中で感染爆発が起きました。

我が国では、昨年10月から12月までは感染が抑えられておりましたが、年末年始の人流の拡大により、1月中旬から再拡大、連日最高値を更新、特に10代以下の感染者が増加しました。北海道においても同様にオミクロン株が猛威をふるい留萌振興局管内でも1・2月の感染者が200人を超えております。

増毛町では、感染者が比較的に少ない状況で推移しており、有り難く思っております。感染防止対策にご協力いただいた町民の皆様に感謝申し上げます。

昨年の本町は、農業では、米が豊作でありましたが、コロナ禍で米価が下がっており、果樹も凍霜害により収穫量が大幅に落ち込みました。漁業では、ホタテ稚貝生産、ウニ漁、鮭漁が不振でしたが、コロナ禍での魚価が回復傾向にあるのが明るいさざしであります。

商工業につきましては、会食の自粛による飲食店をはじめとし、多くの業種が深刻な影響を受けておりますので、事業継続支援等も引き続き考慮しなければならないと思っております。

令和4年度は、自然災害がなく、豊漁豊作の年であり、コロナ禍が終息し、これまでの日常が一日も早く戻ることを願っております。

町政に対する基本姿勢

令和4年度は、私の2期目の任期の最終年であります。

就任当初からの基本姿勢であります「誰もが住みたい住み続けたいふるさと増毛」実現のため、令和2年に策定いたしました増毛町まちづくりプランを基に町政を運営してまいります。

就任後、子育て支援、健康づくり事業、住宅政策など11項目のまちづくりの目標を定め、着実に推進してまいりました。しかし、過疎化による人口減少とともにコロナ禍も相まって、行政運営は厳しさを増しております。特に、バス路線の廃止、ハイヤー事業者の撤退により、町民の足を守る事業の推進が急務であります。

昨年度から2年計画ですすめている明和園の改築事業は、今年の冬に完成し、利用者の皆様に快適にご利用いただけたらと思っておりますが、全国的に不足している介護員等の確保に大きな課題があります。

この人材不足は、高齢者施設にとどまらず、町内の各産業に及んでおり、外国人技能実習生制度の活用、高齢者の就業の推進、産業間の連携、副業の促進など様々な角度から人手不足の解消を検討してまいります。

老朽化している各公共施設等を改修により長寿命化を図ってまいりましたが、今後も、持続可能な行政運営のために計画的に施設等の改修をすすめます。

また、国が進めるデジタル化の推進とカーボンニュートラルを見据えた取り組みも考慮に入れてまいります。

終息が見えないコロナ禍の中ではありますが、コロナウイルス感染防止対策を徹底しながらコロナ後を見据えた事業もすすめるなければなりません。

活力ある本町のまちづくりを推進するためには、農業、漁業、製造業などの基幹産業の振興が重要であります。未永く生産活動を維持していただくために町民の皆様の健康づくり事業が肝要であると考えております。

増毛町の豊かな自然と歴史を大切にし、食を生かし、交流人口の拡大を図り、魅力あるまちづくりをすすめてまいります。

将来に希望のもてるまちづくりを町職員とともに全力で進める所存でございますので、議員各位、町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

基本方針と施策の展開

1. 自然の恵みを活かすまちづくり

農林業

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や従事者の高齢化、後継者・担い手及び労働力の不足が顕著であり、更には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、依然として先行きが不透明な状況にあります。

水稲につきましては、3年連続で豊作となった一方で、コロナ禍の影響による米の過剰在庫により価格が大きく下落しております。このような状況の中、町内の数軒の農家では肥料・農薬の使用量を従来の慣行栽培の半分以下に抑え、有機肥料を多く使用する「特別栽培米づくり」に取り組んでおり、良食味米、高品質米の産地である本町におきましても、安全・安心な米づくりとブランド化による消費・販路拡大を図ってまいります。

また、共済制度への加入促進のため、共済掛金の助成を行います。

今後も、るもい農業協同組合等の関係機関と連携を図った競争力の向上や生産環境の整備を進めてまいります。

道営の農業基盤整備事業は、昨年度で別荘地区の整備が終了し、信砂・朱文別地区において、区画整理、客土、暗渠、用排水路の整備が継続して進められます。本事業で既に整備された圃場は、透水性に優れ、大区画化により生産コストの軽減につながり、今後の農業経営の安定化、各集落の維持と耕作放棄地の抑制が図られるものと期待しております。また、信砂6区幹線第1頭首工が整備後30年経過し、水流により施設の一部が流失していることから、改修工事を実施し、農業用水の安定供給に努めてまいります。今年度も北海道等の関係機関、受益農家、るもい農業協同組合との連携のもとで、事業の円滑な推進を図ってまいります。

果樹につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見極め、「フルーツの里ましけ活性化プロジェクト事業」の実施を検討し、道内や首都圏において、増毛産果樹の販路拡大と知名度向上を目的としたPR事業を展開いたします。

また、果樹栽培振興事業による「おうとう裂果防止ハウス」の設置、減農薬栽培等、付加価値の高い農産物栽培の取り組み支援を継続してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「増毛町鳥獣被害防止計画」に基づき、北海道猟友会留萌支部増毛部会等の協力を得て、エゾシカ・カラス・アライグマ等の個体数減少と農業被害の軽減に努めてまいります。

また、昨年、相次いで出没したヒグマへの対策につきましても、関係機関と連携し、地域住民の安全確保に努めてまいります。

林業につきましては、町有林においては、森林が多面的機能を持続的に発揮できるよう、下刈り・間伐・造林・作業路の手入れ等の保育事業や、野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めてまいります。

また、民有林においては、森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「増毛町森林整備計画」に基づき、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、「公費造林事業」「豊かな森づくり推進事業」を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めてまいります。

今年度も町内の環境美化を進める一環として、「ましけさくら花の会」より桜の苗木の寄贈分と合わせて桜の植樹と植樹祭を実施するほか、希望する町民へ苗木の配付を行ってまいります。

漁業

町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、資源の減少や海域間の格差、トド等の海獣被害等、大変厳しい状況ではありますが、今年度も磯焼け対策として、民間企業と共同で藻場再生事業に取り組んでまいります。増毛漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携し、漁業資源の増殖環境の改善を図り、漁業経営の安定と向上につなげてまいります。

昨年の水揚げは、ホタテ漁や秋サケ漁等、多くの魚種で前年に比べ漁獲量が減少し、前年対比で漁獲量では257トン、約4%の減と厳しい状況となりましたが、国内市場の価格が高値で推移したこともあり、金額では1億6,484万円、約7%の増となりました。

ここ数年、漁業者の高齢化が進む中で、新規就業者が育ってきており、今年度も未来の漁業の担い手対策として、「増毛町漁業資格取得費補助事業」「増毛町産業活性化事業」により、新規就業者や後継者の確保と育成に努めてまいります。

また、浜が活気に満ち溢れるよう、将来の漁業資源の確保のため、ナマコをはじめとする漁業資源増大事業と今後の海外需要増加に対応するため、鮭の定置漁選別台整備事業等、各種漁業活動を支援してまいります。

更に、増毛町漁村センターが昭和54年の建設から40年以上が経過し、老朽化のため外壁の汚れやモルタル部分の剥離が見られることから、本年度、改修工事を実施し、各種会合に有効活用できるよう、維持管理に努めてまいります。

漁場整備につきましては、北海道が事業主体となるウニ資源の増殖を目的とした水産基盤整備事業の測量試験が増毛小樽間内地先で実施されます。

また、トド等の海獣類による漁業被害の防止対策や密漁防止対策についても、増毛漁業協同組合をはじめとする関係機関への支援や連携のもとに取り組んでまいります。

商工業

商工業については、人口減少や消費者ニーズの多様化、交通流通網の変化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症により、飲食事業者を中心に大きな経済的打撃を受けております。一方で、駅前ふるさと歴史通りの観光客増加や、ふるさと納税による町外からの購買需要の増加が期待されております。

各種事業による商工会商品券の支給により地域内消費を促すと同時に、「産業活性化支援事業補助金」により魅力的な新商品開発や起業者支援を行い、時代のニーズに合わせた新しい消費喚起を促進してまいります。

雇用

本町の労働雇用環境は依然厳しい状況が続いており、町民の就業要望と企業側の労働力需要に答えられていない現状にあります。主力の水産加工業や建設業は、若年層の町外転出による労働力不足が顕著に現れており、福祉介護分野も同様の状況にあり、高齢社会に対応する人材の確保が進まない状況にあります。

今後は「生きがい活動事業団」等による高齢者の人材活用を引き続き行うとともに、季節毎の労働需要に応じた労働力確保の体制づくりについても検討してまいります。

水産加工業や水産業においては、外国人技能実習生の受け入れが年々増加していることから、実習生を現状を把握したうえで町がすすめるべき支援策を検討してまいります。

観光

令和2年度、3年度と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種イベントや団体バスツアーが相次いで中止となり、観光客の入り込みは大幅に減少しました。

しかし、夏から秋にかけての週末や祝日は、札幌、旭川方面を中心に多くの個人観光客が訪れ、増毛駅周辺は賑わいを見せております。これは本町が推進してきた、食と歴史を活かした地域観光づくりが、多くの観光客に認知されてきた成果であると考えております。

今後も増毛駅周辺を観光の拠点として、季節毎の増毛の食のPRや、歴史的建造物群を活用した町内散策、観光情報を充実させ、観光客の入り込みの増加と安定を図ってまいります。

「春の味まつり」や「観光港まつり」、「秋の味まつり」といった大きなイベントの開催については感染状況を見極め、慎重に判断することになりますが、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい観光事業や、小規模イベントの開催等について、観光協会をはじめとする各団体や事業所と検討を進めたいと考えております。

近年、国や北海道はサイクルツーリズムやアドベンチャーツーリズムを中心とした体験型観光を推進しております。本町の自然を活かした体験型観光が快適に行えるよう、その方策について検討してまいります。

リバーサイドパーク、岩尾温泉あつたま〜る、暑寒別岳スキー場の各観光施設については、老朽箇所の点検や施設の修繕を適宜進めながら、多くの方々に利用していただけるよう快適性の向上に力を入れてまいります。

暑寒別岳登山については、近年ヒグマの目撃情報が多く寄せられている事から、ホームページにて目撃情報を随時発信し、山岳遭難については山菜採り時期の注意喚起を強化し、遭難発生時は警察等の関係機関と連携して対処してまいります。

2. 元気で長生きできるまちづくり

病気の予防・健康づくり

町民の健康づくりは、「健康ましけ21計画(平成27年度～令和6年度)」に基づき実施しております。

本町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死

亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、その対策は急務となっております。これらの改善を図るため、個別指導に重点を置いた特定保健指導の充実や増毛醤油等を利用した減塩推進の食生活改善について、保健推進員の協力も得ながら啓発に取り組んでまいります。

健康寿命の延伸対策として「ら・さんて」や「健康づくり教室」を活用し、運動機能の維持や改善に努めているほか、特定健診や特定保健指導に積極的に取り組んでおり、医療費は減少傾向にあります。「ら・さんて」や健康づくり教室等の継続は、疾病の予防による介護保険及び国民健康保険制度の安定や、健やかな生活の維持につながりますので、ウォーキング等の適度な運動の習慣化と減塩をはじめとする食生活の改善等、町民の健康づくりを推進してまいります。

また、令和元年度より実施している「ましけ健康ポイント事業」の拡充を図り、更に健康意識を向上させ、健康活動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止について、これまで以上に3つの密の回避や人と人との距離の確保、不要不急の外出自粛等、感染症のまん延防止に向けた基本的な感染防止対策の徹底が重要となっております。発症や重症化予防が想定されるワクチン接種を計画的に実施してまいります。併せて、介護・医療施設等の職員へのPCR検査を定期的実施し、介護・医療利用者の安全確保に努めてまいります。

がん検診やインフルエンザ予防接種等の感染症対策についても、継続して取り組んでまいります。

医療

診療所の運営については、人口減少による患者数の減少およびコロナ禍による受診控えや、ワクチン接種及び発熱外来を優先して各種検査を抑えていることにより、収入の根幹である診療収入が減少する等、厳しい状況が続いております。

診療所は、地域の医療機関として、初期治療及び一次医療を担い、特定健診を含む各種検診・予防接種の実施・訪問診療等、安心して安全な医療が提供できるよう、関係医療機関の支援・協力を仰ぎながら、健全な運営に努めてまいります。

また、発熱外来等の診療にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めながら、電子カルテ等の稼働により医療サービスの充実を図ってまいります。

結婚・出産・子育て支援

令和元年4月より増毛町子育て世代包括支援センターが健康一番館内に開設され、これまで母子保健活動で実施してきた妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携等に加え、支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防等、包括的な支援を行っております。

また、妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、出産準備金、乳幼児フッ素塗布、不妊治療費等の母子保健分野の公費負担・助成を継続し、さらに妊婦の超音波検査への助成拡大や、乳幼児へのロタワクチン接種の全額助成を行い一層の支援対策に努めてまいります。

子どもの医療費助成については、令和元年度から就業していない18才以下までに対象者を拡大し、商工会商品券にて助成することにより、子育て世帯における経済的負担を軽減し、子育てをしやすい環境の整備に努めてまいります。

ひとり親の家庭においては、民生・児童委員による相談窓口の充実を図り、各種の福祉制度の支援や福祉資金の活用により安心した生活が送れるよう支援し、医療費助成により経済的負担を軽減してまいります。

多子世帯の子育て支援のため、第3子以降の入学・進学時に商工会商品券によりお祝い金を支給し、安心して子育てができるまちづくりを進めてまいります。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会支援事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境づくりに努めてまいります。

高齢者福祉

町民の45.2%が65歳以上と高齢化が進んでいる本町では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアの取り組みが重要であります。このため、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供や権利擁護事業のほか、認知症総合対策等、地域支援事業の推進に努めてまいります。

生活支援の体制整備は、関係機関・町民・行政が協働で本町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出が求められていますので、配食サービスや訪問型サー

ビス等、介護予防の一層の充実を図ってまいります。

高齢者の外出支援については、個々の状況にあった幅広いサービスを提供するため、介護保険制度における介護予防・生活支援サービス事業の訪問サービスD事業（移動支援）の要項整備と、実施事業所の育成に検討を深めてまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の強化を図るため、訪問サービスB事業（日常生活支援）の実施事業所の育成に努めてまいります。

全国的に介護員が不足する中、町内の介護保険施設も働き手の確保が厳しい状況にあります。修学資金の一部を貸付する「介護従事者養成修学資金貸付金事業」や「介護従事者就業支援補助金事業」の周知を図り、町内外からの働き手の確保と育成、就業の継続及び定着を図り、介護サービスの体制充実に努めてまいります。

明和園については、昨年度より改築工事が行われ、本年 11 月末に建物部分が完成し、12 月に移転する予定となっております。施設運営については、増毛町社会福祉協議会と運営移管に向けて引き続き協議を進めてまいります。今後も入所されている方が、健やかな生活を送れるよう、職員の一層のサービス向上に努めてまいります。

地域福祉

歴史と伝統を重んじ、郷土愛に満ち、住み慣れたこの町で生活することを望む町民が末永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画に基づく施策が実施されておりますが、身近な生活課題に対応する地域福祉のあり方を検討し、その活動を進め、広めるためには、町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し、取り組むことが地域福祉の源と考えます。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため「生きがい活動事業団」や「ゆうゆうマーシー」の活動を支援してまいります。

公的な福祉サービスの拠点として社会福祉協議会がめざす「みんなで支え合う地域づくり」の中で、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう支援の強化に努めてまいります。

障がい者福祉

障がい者及び障がい児福祉については、「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児

福祉計画・障がい者計画（令和3年度～5年度）」に基づいて取り組みを進めてまいります。特に、本人が希望する暮らしを実現するため障がい者総合支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付や訓練等給付等の自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の給付や移動支援等の地域生活支援事業を推進してまいります。また、重度心身障がい者へ医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減してまいります。併せて、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業への補助を行ってまいります。

障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るために広報、啓発活動にも努めてまいります。

社会保障

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入年齢層が高いため医療費は高く、所得は低い構造にあることから、制度の安定を目的に平成30年度から財政運営が北海道に移管されました。本町の一人当たりの医療費は高い水準で推移しておりましたが、特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善に取り組み、少しずつ成果が現れてきているため、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

後期高齢者医療制度は、増加する医療費に対し、持続可能な制度の創設を目的に平成20年度から開始されています。今後も運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合や北海道等と連携し、適正で安定的な制度の運用に努めてまいります。

介護保険については、「第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」に基づき、在宅、通所、施設サービス等、多種多様なサービスを活用し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう充実を図ってまいります。住み慣れた町でいつまでも暮らすために、必要に応じた介護サービスの提供と、介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実をめざしてまいります。また、介護給付の適正化により介護給付の抑制を図り健全な介護保険運営に努めてまいります。

国民年金は、老後の生活安定を目的とした社会保障制度であり、無年金者や適用漏れの解消のため、年金事務所と連携しながら制度の周知に努めてまいります。

3. 安心安全に暮らせるまちづくり

生活環境

平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においても適正に管理されていない空き家等の対策に取り組んでまいりました。放置されたままの危険性の高い空き家等の除却について、要する費用の一部補助を継続してまいります。

ごみ処理については、近隣 3 市町で構成する留萌南部衛生組合において共同で実施しており、留萌市で資源化施設、小平町で生ごみ処理施設、増毛町で一般廃棄物最終処分施設がそれぞれ稼働しております。ごみの排出量は人口減少に伴い減少傾向にあります。正しく分別することによって、ごみ減量化や経費削減にもつながります。

生ごみ減量のための食品ロス対策及びコンポスト助成事業も継続してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

不法投棄対策としては、啓発活動を積極的に進め、関係機関と連携して防止に努めるとともに、海岸漂着物についても、景観や環境の保全を図るため対策を進めてまいります。

し尿処理は、留萌南部衛生組合において共同で実施しておりますが、下水道の普及に伴い、処理量は減少しております。

ましけ墓苑は、昭和 53 年の建築から 40 年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、使いやすい環境の整備に努めてまいります。

また、暑寒沢墓地に合同墓を建立し、住民のニーズに応えます。

道路・交通

町道の整備については、自治会要望や緊急性、必要性等を勘案し優先順位を定め、計画的に道路整備を推進するとともに、橋梁の延命化を図るために「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷や劣化状況等を点検し、維持修繕を行い橋梁の安全性能を確保してまいります。

また、自治会が管理している街路灯の電気料金と新設費用に対する助成を継続し、町民が安全で安心して利用できる包括的な道路交通網の確保と維持管理に努めてまいります。

公共交通機関は、平成 28 年に J R 留萌本線の増毛～留萌間が廃止され、令和 3 年には、ハイヤー事業を委託していた事業者が撤退する中、民間バス会社は地域交通の重要な役割を担っていることから、地方路線や都市間路線の交通網維持のための支援を引き続き行ってまいります。

令和 4 年 4 月から町が主体となって自家用有償旅客運送事業を実施し、町民の生活に密着した安定的な交通手段を確保してまいります。

また、在宅で生活する高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通機関は欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない暑寒沢・中歌・湯の沢地区の交通空白地域の町民に交通費の助成をするほか、運転免許を自主返納した 70 才以上の高齢者に対し、路線バス回数券の交付や有償運送利用に係る費用の助成を行い、高齢者が外出しやすい環境の整備に努めてまいります。

住環境

公営住宅については、老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した団地を適正に供給してまいります。今年度は住宅の延命化を図るため「長寿命化計画」に基づく改修としてかもめ団地の A・B・C 棟の屋上防水の改修を行います。

また、「住宅リフォーム等補助事業」と「民間賃貸住宅等建設補助事業」については、令和元年度からの 4 年間の時限事業ではありますが、居住環境の整備及び子育て世帯等の定住促進と移住定住人口を確保するため、住宅リフォーム等及び賃貸住宅等の建設に係る費用の一部を補助してまいります。

「新築住宅建設支援補助事業」につきましても、未利用地等の有効活用を図るため、土地購入費の一部補助を継続してまいります。

上下水道

水道事業については、住民生活に欠かせない重要なライフラインである飲料水を安全で安定的に供給するため、水質の管理・供給水量の確保を基本に施設の維持管理と水質管理の強化を図ってまいります。

今後も老朽化した施設等について、優先度を考慮し計画的に整備・更新を進めてまいります。また、資本費平準化債を発行し、財政基盤の安定化を図ってまいります。

公共下水道については、生活環境の向上や衛生環境の保持及び公共用水域の水質保全を目的としております。

今年度は昨年度に引き続き、令和元年度に策定したストックマネジメント計画を基に下水道処理施設の設備更新工事を行ってまいります。今後も施設の適切な維持管理に努め、持続可能な下水道を目指すとともに、環境保全に対する啓発活動等により下水道接続の普及促進に努めてまいります。

市街地の大部分で下水道への接続が可能となり、更に一般家庭に限りディスプレイの使用を可能にし、生ごみの減量化と清潔で快適な住環境づくりを推進しております。市街地以外の地区の生活排水対策についても、既存の「合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」を活用し、生活環境の向上を図ってまいります。

情報通信

地上デジタル放送の開始に伴う新たな難視聴区域6地区のため、町が主体となって整備した光ファイバーによる共聴設備につきましては、地区の皆様が良好に視聴できるよう設備を管理してまいります。また、光ブロードバンドがNTTより提供されていなかった地区に町が設備した光ブロードバンドにつきましても、今まで未整備となっておりました岩尾・雄冬地区の整備が令和3年度に完了しました。

今後は、各地区の皆様が高速な通信環境を安定的に利用できるように、設備の修繕等により維持管理していくよう努めてまいります。

消防・防災・交通安全・防犯

消防体制については、複雑化・多様化・大規模化している各種災害に対応するため、より実災害に即した訓練を実施し、消防団組織を含めた消防部隊の適切な配備・運用に努め、消防団員の処遇改善を行ってまいります。

火災は火の不始末や油断から発生することが多く、火災を発生させないためには一人ひとりの防火意識が重要であることから、年間を通して防火啓発を行い、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況を調査し、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。また令和4年度から消防水利を確保するため、老朽化した消火栓の整備を行います。

救急体制については、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、資機材を整備し、隊員及び救急車内の感染対策を講じることで、町民の皆様への安心、安全を確保します。

隊員のスキルアップに必須な病院内で行う研修や部外講習が実施できない状況がありますが、署内での研修を充実させることにより隊員の知識、技術レベルの維持向上を図ります。

防災については、新型コロナウイルスの状況にもよりますが、「全町防災訓練の日」に町民参加の防災訓練を実施し、町民一人ひとりの防災意識の向上や、自治会を中心とした自主防災組織の設立の推進を図り、安心安全なまちづくりに努めてまいります。

防災行政無線については、関係機関の協力を得ながら、デジタル化への移行が完了いたしましたので、今後も災害や気象情報の迅速な提供に努めてまいります。

交通安全活動について北海道では、11年続けて「交通事故死ワーストワン」を回避しており、本町においても事故発生件数や物損事故件数が減少してきております。

これも交通安全協会や関係機関の取り組みと町民意識の高まりの成果であり、今後も町の特産品を活用した事業の展開や各関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動に努めてまいります。

防犯については、防犯協会を中心として、防犯パトロールや住宅・自動車診断等を継続して実施してまいります。また、新入学児童への啓発資材の配布やこども110番の家、町内工事事務所への防犯啓もう訪問等の活動を推進してまいります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺・還付金詐欺等の犯罪も手口が巧妙で被害が後を絶たない状況にあります。これらの犯罪を未然に防止するためにも、警察署と連携を取りながら、迅速な情報提供や各種行事等を通じた啓発活動を推進し、犯罪のない安心して暮らすことができる町をめざしてまいります。また、町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高めてまいります。

港湾・漁港

増毛港の整備については、沿岸漁業、石材の積出港、海洋レジャーの基地として港湾整備計画に基づき、留萌開発建設部が直轄工事により整備を進めているところであります。

今年度は、北防波堤護岸事業の2年目となり北防波堤の越波対策が図られます。

また、別荘漁港において港内静穏度確保のため、北・西防波堤の嵩上げが継続されます。

その他、各漁港の機能維持のため、浜の要望を随時関係機関へ要望してまいります。

土地活用と公共施設

土地活用については、農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全を進め、基幹産業の発展を図るとともに、都市計画用途地域の適正利用を進めてまいります。また、遊休町有地の売却により住宅建設の促進を図り、定住化を促進してまいります。

公共施設については、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき耐震化の検討や修繕等適切な維持管理、解体等、建物の状況に応じた老朽化対策を講じてまいります。

4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

過疎化及び少子化にともない、現在は認定こども園が1園、小学校と中学校が1校ずつとなっております。

子どもたち一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持って学校生活を送ることができる教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざしてまいります。

町民一人ひとりが恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるように、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動の場となる関係施設の充実に努めてまいります。

5. 町民が主人公のまちづくり

コミュニティ

町内には現在、57のコミュニティ組織（自治会）があり、各種会議や研修会、要望の取りまとめ、清掃及び防犯活動並びに敬老会等の開催等、住民自治が推進されております。自治会で管理運営されている会館の改修や電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続して行ってまいります。

また、平成 31 年 1 月から地域担当者制度による情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するため、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会及び連合自治会と行政とのパイプ役を担っております。

高齢化や人口減少による自治会員の減少が推測されますが、町民一人ひとりがコミュニティの担い手である意識が重要であります。

移住・定住・人口対策

国家規模の課題である人口減少問題では、東京一極集中が続き、北海道では札幌市に人口集中が起きております。

本町では、過去 10 年間で 20%以上の人口が減少しており、人口減少速度を抑えるために、あらゆる施策の実施が求められております。

子育て支援、教育環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

町民の健康寿命の延伸により、生涯活躍できるまちづくりを進め、基幹産業である一次産業の振興を図り、住みやすいまちづくりを進め、町の魅力を高めてまいります。

移住体験住宅の活用等により、移住体験や地域おこし協力隊の受け入れを進めてまいります。

国では、都市に住みながら地方と関わりを続ける「関係人口」の取り組みを強化しております。本町においても、漁業や農業のアルバイトをしながら一定期間の居住を推進する短期就労事業や、季節移住等、アウトドアや農業体験等、都市の住民と関わりを深める「関係人口」の拡大を図ってまいります。

首都圏等で開催されるイベント等に参加し、本町の魅力をPRしてまいります。

財政運営

地方財政を取り巻く環境は益々厳しく、加えて今般の新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、その状況下で町民の多様なニーズに対応するためには、より簡素で効率的な行政経営を図る必要があります。各種会計においては、健全な財政の基本である収支の均衡を保持する行政経営をめざし事務事業の見直しを進め、より効果的で安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

また、本町の財政事情は、依然として進む人口減少や少子高齢化等により、町税等の自主財源の減少が見込まれ、更には、明和園改築の大型建設工事を実施していることから、厳しい財政運営が予想されます。コスト意識を持ち、経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じ事業を選択・実施することでメリハリのある財政運営を進めてまいります。併せて、まちづくりプラン及び財政運営プランに基づき、地方債の計画的な借入れ等の各種取り組みを継続的に進め、持続可能な財政運営の実現をめざしてまいります。

む す び

以上、令和4年度の町政の推進にあたり、私のまちづくりの基本理念の考えに基づいて、主要な施策を申し述べてまいりましたが、町民の皆様から負託を受けた責任を果たすべく、全力で取り組んでまいります所存であります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

教育行政執行方針

はじめに

令和4年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

教育には、人格の向上と完成、そして国民の一人として、常識と人間性を身につけるという大切な目的があります。

子どもたちが、それぞれの個性を活かし、生き生きと自分らしくたくましく成長できるよう、また、町民の皆さんが日々の生活に充実を感じ、生涯にわたり心豊かで健康に暮らしていけるよう、教育行政を進めてまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに申し上げます。

学 校 教 育

学習指導要領では、急激な社会的変化にあっても未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められております。各学校においては、学校経営方針に基づいて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力の育成」を図ってまいります。

以下、5つの「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

1. 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実

考動力の育成

子どもたちが学習の基礎・基本を習得し、知識として活用する力を育むため、自ら考えて判断し行動できる指導の充実を図ってまいります。

学力の育成

全国学力学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、学習面の課題解決に向けた授業改善や、個に応じたきめ細やかな指導につなげてまいります。

また、加配制度による教員増員の継続を図り、習熟度別授業などの学習指導を実践いたします。さらに、学習支援員を配置して学力の底上げを図ってまいります。

ICT教育

ICTについては、GIGA スクール構想により環境整備、器材等の導入が完了し、授業や学校生活において活用を始めております。今後は、オンライン等での有効活用や課題を探り、さらに教材研究や教職員の研修を深めてまいります。

英語教育

町のALT（外国語指導助手）の活用による児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、中学生の英語力の向上のための英検I B Aの活用と、英検受験料の助成を継続して英語教育の充実に努めてまいります。

小・中学校の連携

義務教育9年間を見とおした教育指導の充実にめざして、小・中学校の教職員で構成されている増毛町教育振興会が主となり、各教科班の指導研修や乗り入れ授業、教員の相互授業参観、児童生徒の交流授業などをおして小・中学校の連携を推進してまいります。

学習環境の支援

経済的理由により就学が困難な家庭に対し、就学援助制度による支援を継続してまいります。また、町独自の保護者負担の軽減として、教材費の助成、カバンの寄贈、中学生運動着の助成、中体連参加費用の助成、学校給食費の助成、高校通学費の補助などを継続し、児童生徒の学習環境充実のための支援を進めてまいります。

2. 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をとおしたふるさと学習の充実

生まれ育った増毛の豊かな自然や伝統・文化を知り、地域への愛着や親しみから、ふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、小学校では、社会科副読本「ましけ」の活用や地域の施設見学を積極的に取り入れ、中学校では、町内の行事への参加や、職場体験、増毛山道の歩行などにより地域を知り、素材に触れ、また、ボランティア活動や高齢者との交流によって地域への理解とつながりを図り、ふるさと学習の充実を図ってまいります。

3. 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

家庭における躰や規範意識の育みを基に、学校での学習や教育活動全般をとおして、人間としての考えを深め、自律心を高め、他を思いやる心の成長を促し、道徳的な心情と判断力を育ててまいります。

また、授業では外部講師や有識者を招いて道徳教育の充実を図ってまいります。

4. 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

いじめ・不登校

いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという意識を常に児童生徒に徹底し、全教職員が共通認識のもと早期発見と適切な対応に努めてまいります。

また、不登校問題は、昨年度から配置したスクールソーシャルワーカーと教職員、保護者の連携を深め、状況の改善に取り組んでまいります。

身体づくり

体力・運動能力の低下が報告されているなか、学校においては体育授業の充実や体力づくりの推進に努めておりますが、子どもたちが運動する機会が少ないなどの課題があるため、関係団体との連携を深め、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

防災教育

自然災害の知識と防災意識を学び、大切な生命を守るための判断力・行動力を育成し、こども園や各学校での防災訓練や、合同での避難訓練を継続いたします。

また、家庭での防災意識の大切さを、児童生徒をとおして促してまいります。

5. 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

本町では、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、個別での支援・指導が可能となるよう支援員を配置して、学習や学校生活の支援の充実を図っております。また、普通学級在籍でも教科によって支援が必要な場合は支援員が指導にあたります。

担当教員は、研修等を通じて専門性や指導力の向上を図るとともに、学校間や関係機関との連携により特別支援教育に関する知識や理解を深めてまいります。

幼 児 教 育

幼児教育は人間形成の土台となるものであり、学びの基礎や豊かな情操、道徳性の芽生えを育てる大事な役割があります。

開園4年目を迎えた「認定こども園あっぷる」では、教育保育施設として「こども園運営計画」に基づいて職員が一体となり意識改革に努め、指導研修等によって教育保育の資質を高めてまいります。また、小学校や関係機関との連携を図りながら町の幼児教育の更なる充実をめざしてまいります。

家 庭 教 育

近年では、子どものSNSトラブルや乱れた生活習慣など、本来であれば親が第一義的責任を有するものが、学校に委ねられている現状があります。

家庭での教えは教育の出発点であり、子どもの正しい生活習慣や規範意識、思いやりの心などの育みは親の役目です。各家庭で子どもとふれあう時間を増やし、親がお手本となって育てていただくようお願いいたします。

毎月発行しております家庭教育啓発紙「親子の時間」は、親学を促す情報紙として内容の工夫を図りながら継続してまいります。

本町の教職員が作成した小中学生用の「家庭学習の手引き」は、学年ごとに家庭での学習の仕方、教科、内容など、子どもたちがどのような自主学習が必要なのか、保護者にとっても分かりやすいように作られていますので、親子で参考にして家庭学習の向上に役立てていただきたいと思います。

社 会 教 育

社会教育では「住んで誇りに思える故郷をめざして」を教育目標とし、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供し、子どもから高齢者まで主体的に生き生きと活動することができるよう施策の充実を図ってまいります。

1. 学習や社会参加への意欲を高める生涯学習活動

町民の皆さんが、生涯にわたり生きがいとゆとりが得られるよう、各種のライフステージに対応した学習活動や情報提供等を行いながら、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

幼児教育

親子が読書に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせや、元陣屋での絵本まつりなどを継続し、幼児の豊かな情操の形成に資するよう努めてまいります。

少年教育

様々な体験をとおして小学生の健全育成を目指す「ましけキッズ体験隊」を中心に、楽しみながら学習意欲を高める活動を進めてまいります。

青年教育・成人教育

町内における若者のコミュニティ活動を醸成するとともに、成人講座などと合わせた各種の事業を開催し、自己の確立や地域の活性化をめざしてまいります。

女性教育

「さくらコミュニティ学級」では、生活に根差した学習や実技講習などを実施しながら、女性による主体的な活動の推進に努めてまいります。

高齢者教育

「暑寒大学」では、各種学習会や体験・交流活動をとおして、学ぶ意欲の向上や生きがいを充実させることを目的に活動を推進してまいります。

2. 地域文化の創造を目指す芸術文化活動の推進

人の創造性や感性を育み、生活に潤いを与え、地域に豊かさをもたらすことを目的に、継続した芸術文化事業を展開してまいります。

また、「文化協会」と連携を図り、その支援と育成普及に努めてまいります。

推進事業

児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業は、今年度、小学生向けにいじめ問題や命の尊さを主題とした演劇公演を実施し、豊かな情操の育成を図ってまいります。

町民スクールでは、開かれた学習の場として多彩な講座を計画しており、運営委員会への効果的な支援に取り組んでまいります。

増毛町の文化財へ多くの関心を高めるため、文化財周遊事業を継続し、新たに史跡等の町内文化財見学ツアーを計画いたします。

元陣屋

収蔵する郷土資料を活用しながら、町の歴史に親しむ展示を充実してまいります。

図書室では、多くの子どもたちに読書への興味を育むため、季節ごとのイベントなどを通じて本の楽しさを啓発します。また、「元陣屋からのお知らせ」配付や魅力ある図書紹介の掲示を継続し、生涯にわたる読書活動の推進に努めてまいります。

旧商家丸一本間家

駅前観光の中核を担う側面も踏まえ、各種の催しやスマートフォンを使用した音声ガイドなどを活用し、さらなる有効利用と入館者の増加をめざします。

また、企画展などを開催し、本間家のストーリー性を魅力的に伝えてまいります。

3. スポーツ・レクリエーション活動による生きがいある生活の実現

スポーツは、生涯にわたる健康な心身と生活に充実感をもたらします。

誰もが身近にスポーツに親しむことができるよう、各種事業を開催すると共に町内のスポーツ団体を支援し、活動の普及と活性化を図ってまいります。

推進事業

マラソン大会「ましけラン」は、体力増進と健康づくりのため、より幅広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

「健康づくりウォークラリー」は、幅広い年齢層の方に気軽に参加していただき、町民の健康意識が高まるよう継続いたします。

町内のスポーツ団体が長年にわたり開催しております各種の大会は、町の主要スポーツイベントでありますので、引き続き支援してまいります。

スポーツ施設

体育館は、水飲み場とトイレの部分改修を予定しており、環境を整えながら施設の有効活用を図ってまいります。

パークゴルフ場は、夏季期間の利用時間を延長するなど、多くの町民の皆さんが親しめるよう管理、運営に努めてまいります。

温水プールは、水中運動教室や少年向けの水泳講座を開催し、効果的な運営を行いながら利用者増を図ってまいります。

また、町内小中学生の運動能力の向上を目的に、体育施設の個人使用料の減免を継続してまいります。

む す び

以上、令和4年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、子どもたちが将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆さんが生き生きと学び、心豊かに過ごすことができるよう、増毛町の教育の推進に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。